

○岡崎市屋外広告業者に係る是正指導要領

令和2年12月25日

(目的)

第1条 この要領は、岡崎市屋外広告物条例（平成14年岡崎市条例第57号。以下「条例」という。）の規定に基づきこれに違反する屋外広告業を営む者に対する是正事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。）、条例及び岡崎市屋外広告物条例施行規則（平成15年岡崎市規則第17号。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反行為 条例第48条から第51条まで及び第53条の規定により罰則又は過料が定められている行為をいう。
- (2) 違反点数 前号に掲げる違反行為をした者に対し付す点数をいう。
- (3) 登録業者 条例第26条第1項又は第3項の登録を受けた者（不正登録業者を除く。）をいう。
- (4) 特例業者 条例第40条第3項の届出をした者をいう。
- (5) 無登録業者 条例第26条第1項又は第3項の登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (6) 特例業無届出業者 条例第40条第3項の届出をしていない者をいう。
- (7) 不正登録業者 不正の手段により登録を受けた者をいう。
- (8) 不正特例業者 不正の手段により特例業者となった者をいう。
- (9) 屋外広告物等 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (10) 違反広告物等 条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (11) 登録の取消し 条例第39条第1項の規定により、登録業者又は不正登録業者に対しその登録を取り消すことをいう。
- (12) 営業停止命令 条例第39条第1項又は第40条第5項の規定により、登録業者及び特例業者に対しその営業の全部若しくは一部の停止を命じることをいう。
- (13) 処分 前2号に掲げる行政処分をいう。

(条例の違反行為及び違反点数)

第3条 この要領の対象となる違反行為及び違反点数は、別表第1のとおりとする。

(登録業者及び特例業者に対する屋外広告物等の違反行為に係る行政指導)

第4条 登録業者及び特例業者に対する屋外広告物等の違反行為に係る行政指導については、岡崎市違反広告物等に係る是正指導要領と連動し、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 登録業者及び特例業者が違反行為（条例第19条第1項のうち許可の取消しに係るもの及び条例第20条第1項に係るものを除く。）を行った場合は、口頭又は文書により指導する。
- (2) 前号の口頭指導等の後、2月を経過しても違反行為を是正せず、又は是正計画書を提出しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付す旨を示した警告文を送付する。
- (3) 前号の警告文の後、2月を経過しても違反行為を是正せず、又は是正計画書を提出しない場合は、違反点数告知書を送付する。また、是正計画書を提出しても是正期限までに違反行為を是正しなかった場合においても同様とする。
- (4) 許可の取消しにより、条例第19条第1項の除却義務が発生した日から2月を経過しても、当該違反広告物等を除却しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付することができる。ただし、事前に違反点数を付す旨を示した警告文を送付しなければならない。
- (5) 条例第20条第1項の措置命令をした日から2週間を経過しても、当該措置命令に従わない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付する。
- (6) 前号の違反点数告知書を送付した日から2月を経過しても、当該措置命令に従わない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、再度違反点数告知書を送付し、その後も2月を経過するごとに同様とする。

(登録業者及び特例業者に対する屋外広告業の違反行為に係る行政指導)

第5条 登録業者及び特例業者に対する屋外広告業の違反行為に係る行政指導については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 登録業者及び特例業者が違反行為を行った場合は、口頭又は文書により指導する。
- (2) 前号の口頭指導等の後、2週間を経過しても違反行為を是正しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付す旨を示した警告文を送付する。

(3) 前号の警告文の後、1月を経過しても違反行為を是正しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付する。

(4) 前号の違反点数告知書を送付した日から2月を経過しても違反行為を是正しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、再度、違反点数告知書を送付し、その後も2月を経過するごとに同様とする。

(無登録業者に対する行政指導)

第6条 無登録業者に対する行政指導については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告文を送付し、登録を受けるか、条例第40条第3項の届出を行うよう指導を行う。

(2) 前号の警告文を送付した日から1月を経過しても指導内容に応じない場合は、勧告書を送付する。

(特例業無届出業者に対する行政指導)

第7条 特例業無届出業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告文を送付し、届出をするよう指導を行う。

(処分)

第8条 第39条第1項及び第40条第5項の規定による処分は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 登録業者及び特例業者に対する処分

ア 登録業者及び特例業者が違反行為を行った場合は、原則として別表第2に定める基準に従い処分する。

イ 処分は、岡崎市行政手続条例に基づき聴聞を行った上で決定し、通知書を送付する。なお、営業の一部の停止に係る営業の範囲については、別表第3に定めるものとする。

(2) 不正登録業者に対する処分

ア 不正登録業者は、原則として登録の取消しを行う。

イ 登録の取消しは、岡崎市行政手続条例に基づき聴聞を行った上で決定し、通知書を送付する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年12月25日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）違反行為及び違反点数一覧表

違反行為		違反 点数	根拠条文 (屋外広告物条例)	懲役又は 罰金刑
屋外 広 告 物 等	違反広告物に対する是正措置の命令に従わない行為	5 点	第49条	50万円以下
	禁止地域又は禁止物件、許可地域に違反広告物等の表示等をする行為	3 点	第50条第 1 号	30万円以下
	許可を受けずに、屋外広告物を変更・改造する行為	3 点	第50条第 2 号	30万円以下
屋外 広 告 業	登録を受けないで屋外広告業を営む行為	—	第48条第 1 号	1 年以下又は 50万円以下
	不正の手段により登録を受ける行為	—	第48条第 2 号	1 年以下又は 50万円以下
	営業停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10点	第48条第 3 号	1 年以下又は 50万円以下
	業登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為	3 点	第50条第 3 号	30万円以下
	業務主任者を選任しない行為	3 点	第50条第 4 号	30万円以下
	屋外広告物等に関し、報告、検査を拒む等の行為	2 点	第51条	20万円以下
	屋外広告業に関し、報告、検査を拒む等の行為	2 点	第51条	20万円以下
	廃業の届出等を怠る行為	1 点	第53条第 1 号	5 万円以下
	営業所に標識を掲げない行為	1 点	第53条第 2 号	5 万円以下
	営業所に帳簿を備え付けない行為	1 点	第53条第 3 号	5 万円以下
	愛知県登録業者が岡崎市内で営業する場合に特例屋外広告業届出を怠る行為	—	第53条第 1 号	5 万円以下
	愛知県登録業者が岡崎市内で営業する場合に特例屋外広告業届出事項変更の届出を怠る行為	1 点	第53条第 1 号	5 万円以下

別表第 2（第 8 条関係）処分基準

処分の種類	処分の対象者	処分の内容
営業の一部の停止	過去 5 年間に処分歴がなく、過去 5 年間の累積違反点数が10点以上の登録業者及び特例業者	30日以内の営業の停止
	過去 5 年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積点数が10点以上の登録業者及び特例業者	90日以内の営業の停止
	過去 5 年間に処分歴があり、過去 5 年間の累積違反点数が30点以上の特例業者	180日以内の営業の停止
登録の取消し	過去 5 年間に処分歴があり、過去 5 年間の累積違反点数が30点以上の登録業者	登録の取消し

別表第 3（第 8 条関係）営業の停止の範囲

営業の一部の停止に係る営業の範囲	岡崎市内における屋外広告業に関する請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為の停止 ただし、営業停止命令の到達以前に締結した請負契約に係る工事は除く
------------------	---